

吉川市プレミアム付商品券事業実施要領

(目 的)

第1条 吉川市商工会は、消費税・地方消費税の引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的に、地域限定のプレミアム付き商品券「吉川市プレミアム付商品券」(以下「商品券」という。)を吉川市から受託し発行する。

(対象地域)

第2条 本事業の対象地域は、原則として吉川市域内とする。

(発行および販売)

第3条 吉川市商工会が発行および販売を行うものとする。

(事 業)

第4条 本事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 商品券は、額面総額 2 億 2,500 万円 (1 セット 5,000 円分、合計 45,000 セット) を吉川市商工会が発行する。
- (2) 商品券は 1 枚 500 円券とし、10 枚綴り (5,000 円分) を 1 セットとして、4,000 円 (プレミアム率 20%) で販売し、すべての取扱事業所共通使用券とする。
- (3) 商品券の取次ぎ販売所 (以下「取次所」という。) は、市内郵便局を指定して行う。
- (4) 商品券の購入対象者は、2019 年度の住民税が非課税である方 (住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族等・生活保護被保護者等を除く) および 2016 年 4 月 2 日以降に生まれた子 (3 歳未満の子) が属する世帯の世帯主とする。
- (5) 商品券の購入限度は対象者 1 人につき、5 セット額面 25,000 円までとする。
- (6) 商品券の販売期間は、令和元年 10 月 1 日 (火) から令和 2 年 2 月 29 日 (土) までとする。
- (7) 商品券購入者が商品券を使用できる期間は、令和元年 10 月 1 日 (火) から令和 2 年 2 月 29 日 (土) までとする。
- (8) 商品券は、次のような場合には使用できない。(厳守事項)
 - ① 出資や責務の支払い (税金、振込手数料、電気、ガス、水道料金など)
 - ② 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券 (ビール券、図書券、店舗が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものとタバコの購入
 - ③ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
 - ④ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料 (一時預かりを除く) 等の不動産に係る支払い
 - ⑤ 現金との換金、金融機関への預け入れ
 - ⑥ 第 7 条の取扱事業所の責務に反する行為
 - ⑦ 風営法第 2 条に規定する風俗関連営業
 - ⑧ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - ⑨ その他、この商品券の発行趣旨にそぐわないもの、各取扱店等が特に指定するもの。
- (9) 吉川市商工会及び吉川市は、吉川市民及び関係事業所等に対して、本事業の周知に努めなければならない。

(取扱事業所)

第5条 吉川市商工会は、商品券の取扱事業所を公募するものとする。

- 2 取扱事業所の募集期間は原則として令和元年 7 月 10 日 (水) から令和元年 7 月 31 日 (水) までとする。
- 3 取扱事業所は、本事業実施要領を承認の上、登録申込書の提出を行うこととする。
- 4 取扱事業所としての本事業への登録申込は無料とする。
- 5 取扱事業所は、次に掲げるものとする。
 - ① 吉川市内で小売業・飲食業、サービス業等 (その他の業種においても直接消費者に販売又はサービスを提供する事業所は対象) の事業を営む吉川市商工会会員である事業所。(風俗営業等、公序良俗に反する場合、吉川市暴力団排除活動推進条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団員等暴力団等と密接な関係を有すると認められる者が関与する場合を除く)
 - ② その他、吉川市商工会長が特に許可したもの。

- 6 吉川市商工会は、取扱事業所から登録申込書の提出があった場合、対象事業者であるかどうかを確認し、登録証・ポスターおよびステッカーなどの必要書類を交付するものとする。
- 7 取扱事業所は、吉川市民等へ周知するため、店頭付近に吉川市商工会が交付したポスターおよびステッカーを貼付するものとする。
- 8 取扱事業所は、商品券購入者から商品券の提示を受けた場合には、商品券の額面金額に応じ現金同様の取扱いを行う。但し、商品券の受領に際してのつり銭は支払わないものとする。
- 9 取扱事業所は、吉川市商工会館において原則として商品券を換金する。

(換 金)

第6条 商品券の換金は、次のとおりとする。

- (1) 取扱事業所は、使用済みであることを明示するため、受領した商品券の裏面の引換店欄に取扱事業所名を記載（手書き又はゴム印）しなければならない。
- (2) 取扱事業所は、前項の処理を行った商品券を持参し、商品券代金換金票に必要事項を記入し、吉川市商工会に提出しなければならない。
- (3) 換金票を提出した後、商工会が発行する小切手にて受け取る。
- (4) 換金期限は、令和2年3月31日（火）までとする。

(取扱事業所の責務)

第7条 取扱事業所は、次の責務を負うものとし、故意に違反した場合にはその損害を吉川市商工会に対して負うものとする。（厳守事項）

- (1) 受領した商品券は、第6条の規定に基づき吉川市商工会が振り出した小切手で原則として換金すること。
- (2) 商品券を単に現金化する行為および自らの商品仕入等のために使用しないこと。
- (3) 取扱事業所の経営者は、購入対象者であっても自ら商品券を購入しないこと。
- (4) 商品券を再販又は再利用しないこと。
- (5) 商品券の保管ならびに管理には、細心の注意をもってあたること。
- (6) その他、本事業の目的に反するような行為はしないこと。

(事 故)

第8条 商品券を所有する者のもとで発生した事故については、所有する者がその責を負い、吉川市商工会はその責を負わないものとする。

(偽造券等)

第9条 取扱事業所は、通常の注意をもってすれば偽造されたことがわかる商品券を持ち込まれた場合、商品やサービスとの引き換えを拒否し、その旨を速やかに吉川市商工会に報告するものとする。尚、こうした商品券を受領した場合においては、取扱事業所の責とする。

(換金済み商品券の保管)

第10条 換金済みの商品券は、所定の処理をした上で保管期間終了の日まで吉川市商工会で保管するものとする。

(経 費)

第11条 本事業を運営する経費は、吉川市からの受託金、吉川市商工会の負担金、その他の収入を充てる。

(会 計)

第12条 本事業の会計は、所定の書式により吉川市商工会において行う。

(そ の 他)

第13条 この実施要領に定めのない事項については、吉川市および吉川市商工会において協議し決定する。

附 則

この実施要領は、令和元年6月6日から施行する。